

事 調 第 904 号
平成30年12月26日

各（総合）振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

見積策定単価等の電子データによる公表の取扱いについて

各（総合）振興局において実勢価格調査や見積りにより策定している個別工事に係る設計資材単価については、現在、閲覧室において「紙」公表として取り扱っているところですが、近年、工事に使用する資材が多様化し、これに伴い各（総合）振興局で策定する実勢価格調査単価及び見積り資材単価も増加していることから、入札参加者の公正な競争性の確保を図るため、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1 対象となる設計資材単価

「土地改良事業等適用単価策定要領」（平成17年2月21日付け設計第715号）第3条資材単価（6）実勢価格調査単価及び（7）見積策定単価により策定した資材単価を公表するものとする。また、建築工事等においては、「建築工事等価格積算要領」（平成19年9月28日付け事調第605号）により策定した資材単価においても公表する。

ただし、公表することにより支障が発生すると懸念される場合には、各（総合）振興局においてその理由を整理し、非公表とすることができる。

2 公表の時期

当該工事に係る設計図書の閲覧開始時

3 公表の方法

各（総合）振興局において、「北海道農業農村整備事業電子閲覧システム管理運用要領の制定について」（通称：ドアリス）（平成20年11月19日付け事調第856号）第2定義（2）提供する電子データの規定に基づく見積参考資料の「単価表」に「見積単価等一覧表」を追加し公表する。（別添見積単価等一覧表作成例を参照）

4 適用年月日

積算基準日が平成31年2月1日以降の事業から適用。

（主査（技術調査））